

## 社会福祉法人伸和会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、定款二三条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償(以下「報酬」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第二条 この規定において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第三条 役員等が、その職務のため、理事会及び評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給することができる。

2 当法人職員が前条に定める役員等に就任した場合には、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第四条 役員等が出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、費用弁償として旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第五条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

2 前項による支給は、その都度支給するものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第六条 当法人は、この規程をもって社会福祉法(昭和26年法律第45号)第五九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第七条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

## 社会福祉法人伸和会評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第一条 この規程は、定款九条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償(以下「報酬」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第二条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給することができる。

### (費用弁償)

第三条 評議員が出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、費用弁償として旅費を支給することができる。

### (報酬等の支給方法)

第四条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

2 前項による支給は、その都度支給するものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第五条 当法人は、この規程をもって社会福祉法(昭和26年法律第45号)第五九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第七条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

この規程は、平成29年4月1日から適用する。